

赤い羽根福祉基金 特別プログラム
篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム
千葉県共同募金会 実施要綱

社会福祉法人 千葉県共同募金会

1. 趣 旨

「こども食堂」はここ数年で全国的な広がりを見せ、一般的な認知も広がってきています。一方で、始まった当初の「困窮状態にある子ども」の支援に加え、さまざまな理由により生活に困難を抱える地域住民全般を対象とした支援や、地域における居場所など、その機能や役割は多様化してきています。

「こども食堂」の活動は本来的にボランティアに行われてきたものであり、活動を持続させるため、食材費や開催場所の賃料などの経常的な運営に係る費用等は、多くの場合寄付や寄贈を含めた自主財源によって賄われています。他方、「こども食堂」そのものを広めていくための啓発活動や地域における「こども食堂」のネットワークづくり、個々の「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入などは一時的な助成金による支援が必要とされています。

本助成では、そのような「こども食堂」で臨時的な支援が必要とされる活動を対象に助成します。

2. 実施者

社会福祉法人 千葉県共同募金会

3. 応援の対象となる団体

- ・ こども食堂支援を行う市区町村社会福祉協議会、都道府県・指定都市社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、ボランティア団体・NPO等（法人格の有無は不問）
- ・ 団体としての活動実績が6カ月以上ある団体であること
- ・ 団体名義の振込口座を持っていること
- ・ 団体自らが独自の事務局を持っていること
- ・ 特定の宗教や政治思考を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※1 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4. 助成の対象となる活動

「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入など、臨時的に必要な費用を対象とします。（通常時の活動に係る経費のみの申請は対象外となります）

- ・ こども食堂におけるイベント開催
- ・ こども食堂における大型備品導入
- ・ こども食堂のネットワーク拡大、啓発活動
- ・ そのほか、現在のこども食堂での活動に加え新たに取り組む活動
例) ひとり親家庭を対象とした見守り支援、地域住民や学生ボランティアの参加による学習支援等の新たに取り組む活動（アンケート、電話、訪問等）

助成金対象経費

活動に係る下記の経費を対象とする

- ・ 消耗品・備品費
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費 等

助成金対象外経費となるもの

- ・ 人件費
- ・ 通常時の活動に必要な経費（食材の購入費や賃料等）のみの申請
※通常時の活動だけでなく、イベント開催など、新たに取り組む活動と組み合わせた申請は対象とします
- ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・ 助成対象期間（令和5年11月～令和6年3月）外の活動に関する経費

5. 活動の対象期間

令和5年11月中旬～下旬頃(助成決定後)から令和6年3月1日（金）

6. 1件あたりの助成金額

- ・ 1件あたりの助成上限金額は45万円とします。

7. 助成の決定

- ・ 本会において応募内容を確認し、内部審査により決定します。
- ・ 審査の結果、不採択や申請額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8. 申請及び助成決定

(1) 申請方法

別途定める「申請書」及び必要書類を当会にメール又は郵送で提出

必要書類

- | | |
|------------------|----|
| ① 申請書 | 必須 |
| ② 会則・定款等の組織規程 | 必須 |
| ③ 前年度の事業報告書及び決算書 | 必須 |
| ④ 申請事業にかかる参考資料 | 任意 |

(2) 申請締切日

令和5年11月8日(水) 16時 必着

(3) 助成決定

令和5年11月中旬～11月下旬頃 (当会より文書にて助成可否の通知をします。)

申請内容を精査の上、助成団体及び金額を決定します。

(4) 提出先

社会福祉法人 千葉県共同募金会 助成担当宛

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 県社会福祉センター4F

メール：c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

9. 助成決定後の流れ

(1) 助成方法 精算払い

(2) 交付 事業終了後、別途定める「交付請求書」の提出を随時受け付け、2週間程度で送金
※交付完了後に助成対象事業以外への流用が認められた場合は返還を求めます。

(3) 報告 事業終了後1ヵ月以内に、別途定める「完了報告書」をご提出ください。

(4) 情報発信 申請者のホームページ・SNS アカウント等で事業の進捗及び成果を報告してください。
その情報を千葉県共同募金会がシェア等で発信することで、周知を図ります。

10. 助成内容の変更について

- ・申請時の事業内容に変更が生じた場合、必ず事業実施前に当会に相談をしてください。
- ・事前相談なく事業を変更した場合、内容により助成金が交付できない場合がございます。

11. 留意事項

- ・申請多数の場合は、キャンペーン目的や助成した際の社会への影響等を考慮し選考します。
- ・申請者は活動内容を記録(写真を含む)し、実績報告をしてください。
- ・助成金で備品整備を行った場合は、購入品を使い支援活動を行っている写真とともに活動報告が必要となります。

12. スケジュール

令和5年10月25日(水)	申請受付開始
令和5年11月 8日(水)	申請締切
令和5年11月中旬	助成審査、可否決定
令和5年11月下旬～	助成決定通知送付
令和5年11月下旬～	事業実施期間(令和6年3月1日(金)まで)

13. Q&A

- 補助金などの公的費用や他の助成金が充当されている事業は対象外か。
→本助成金との切り分けができれば、対象となります。
- 既に活動を開始している、または終了している事業を申請してもいいか。
→すでに終了している事業は対象外です。助成決定前に活動を開始している事業であっても、助成決定後に実施した(整備・購入した)事業については助成の対象となります。

14. 本件の担当・お問い合わせ先

社会福祉法人 千葉県共同募金会 (担当：宮澤・渋沢)

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター 4 階

E-mail : c-kyoubo@akaihane-chiba.jp / TEL : 043-245-1721